

114
A 3929
1



テール船乗組日本人規則

大正十一年四月
大隈侯爵邸寄贈

或一 同船乗組外國人規則

三一 ブラントン差出た燈明臺諸入用勅定書

四一 燈明臺辰年分已正月迄入費調書

五一 同断已年正月分同四月五日迄入費調書

六一 同断已四月分同六月迄入費調書

七一 同断已七月中即入用全積拂調

八一 同断已六月中迄入用積払調

九一 同断已九月中迄入用積払調

十一 同防已十月中送入用請拂調

十二 燈台名工ニニル雇入約定書

十三 燈明丸日知人兼組人負込用調

十四 燈台名取建出張官負込用書

十五 燈明臺取建送入用取調書

十六 佐多岬、燈台名取建香島少將、取建書

十七 疏黃島、燈台名改造香島長崎府、取建書

附下、関、浮標之儀付毛利宰相中将、取建書

十八 英國海軍士官ハル子ハ雇入用約定書

十九 横濱各所燈台名取建、取建書

廿一 泥浚船修葺之儀付ブランドン、取建書

廿二 同防舟修葺積書香島陶瓦、取建書

廿三 燈台名取建布告、取建書

廿四 燈台名取建、取建書

廿五 燈台名取建、取建書

廿六 長崎疏黃島外、取建書

布告之儀、取建書

廿七 同防舟、取建書

同防舟外務省、取建書

同防舟、取建書

日本政府より日本水夫共ニテ渡ケル左ノ通規則
相心得るべき事

- 一 水夫火焚兼小使等蒸気テール艦乗組期限六ヶ月
定之留急情状ニ生後をお務るべき事
- 一 雇中必正直且従順とすべき事
- 一 身と清潔を保ちお當之衣被を着せしむべき事
- 一 免許を受むるに暫時も其形を出さるものハ二分の給
料を返揚す若西洋四十八字の字歸私せざるものハ
是迄之給料を返上ケの上放逐を加ふる事
- 一 命令と違ふ時ハ給料を返上四十八字の字歸私せざるものハ

と回罷とる一

一 食料一人一月米二ホント四分一英米代として一月金貳
分の五とる

一 給料を在港とる銘と名前前の傍に記を通りお替ふとる

日本
名前

英名

年齢

何月何日
誕生

何月何日
雇入

何月何日
何程

銘と調印

年五月フランドより印出テール
兼組規則寫成

テール兼組規則

第一 歐羅人何人より由らフランドン氏或は回氏より委任ある士官

より免許を受づてテール兼組に一切兼組にうらまをす

第二 所々之港に於て多船改定時を其節船中へ兼り合はる

器械方より免許を出せしめ兼り器械方兼組居る時

船長より免許とせしめ事

第三 重役之人より艦部を入り隊人世話方細工方貸銀調方

燈火當人お艦部を入り兼り艦部を入り兼り者兼組

日一自食料を当りて二ドル半にお替つる

食料ハ船中ヨリ賄方ヨリ定價ト以テ買取代金ハ銘之上陸前
右拂カセキ事

焼酎穀糧部屋ヨリ藥用ニ分テ切取用スル事

莖四小筒ニ分テ切取物室中ニ持込スル事

第五室中ニ燈火皆夜半十字半ニ消カセキ事

第六出帆制限ヲ觸知ラシムル時必シ其時限前ニ乗船ス

多ク後ヨリ時ヲ己カノ誤ルル事曉ニ出帆スル時各

必前夜ニ多ク船中ニ出キ

第七船海中各船長ニテ國々ニテ「船」歎服ニ分給ル事

「船」ヨリ時々船長ニテ出キ

テールホル船

佛齒噸數ハ百十五噸十一ト

長サ七十三メートル半

水入深サ四メートル

百分ノ三十四

輕クスル事ハ
百分ノ十四

中八メートル

百分ノ七十七

輕クスル事ハ
水入丈ケ 一丈二尺

惣目方 千二百五噸

此雇ブランドンが重出の横久浮云

役人へ送る書々年 我十月中迄 入用又送書

一 三万弗 12月中迄着るこふ 英國より持来せし具

一 壹万弗 三万弗12月迄越す後迄
七万弗ハ七ヶ月平均 ツルギサキ

一 三万弗 七ヶ月平均
七ヶ月に多額に付
七ヶ月に少額に付 ミコモト

一 五万五万弗 七ヶ月平均 フーシマ

一 八万弗 前因り イツミサキ

一 貳万弗 五月中迄御し可段分 イラージマ

一 二万弗 七ヶ月平均 燈明船二艘

一 二万弗 五月中迄御し可段分 シモノセキ及浮木

一 一万九千弗

七月
平均

ト一メウ丸

一 一万四千弗

前月

燈台者常用燃料也

ノ拾四萬五百弗

此程呂川沖炮臺建築之燈台臺座落成在點火後
以後各國之此布告亦求其交若因不致令之受中是以備也
有之以可以見其必為海軍之燈台臺座已成已矣此布告亦
政之度也為備於其也達方其言其意而布告又點火
前之彼方之此布告程之日故其前之此圖一方之此及此版
及此圖合其也

午四月七日

外務省

民部省

燈明臺 浮標瀨 志乃 未此種迄之 所設 或成 今所附
兼知 以年 度 右 之 布告 付入 用之 儀 乃 之 乃 以 後 設 於
地名 乃 所 稱 至 急 少 之 越 之 事 此 者 及 以 然 今 也

四月廿五日

民部省

在神奈川

燈明臺掛中

燈明臺 浮標等 是迄之 所設 相成 凡 今 所 附 可 中 上 台
迄 達 之 知 兼 知 仕 則 左 之 通 之 燈 也

- 一 豆州神子元島 仮燈明臺
- 一 紀州檜ノ寄 燈明臺
- 一 同潮岬 同
- 一 薩州佐多岬 仮燈明
- 一 長州下ノ関 浮標式ノ所
- 一 相州鏡音崎 燈明臺
- 一 房州野島崎 同

但右兩所之佛國人掛高以取立也

一上総富津ノ洲

浮標

一武州本牧

燈明臺之所

一同羽根田

浮標之所

一長寄硫磺島

燈明

一横濱

浮標之所

右横文之追々外國之布告之濟以分之燈及

右之外

一相州釧崎

燈普請所中

一紀州宮ヶ島

同

一攝海大坂

一同兵庫

一淡州江瀧村

一讚州廣島

一伊豫今沼

一豊前井崎

一長州海島連島

一箱館港

燈普請中

燈明船

右箇所之儀也取遠可相成積之燈在此等所也

在神奈川

年四月廿七日

燈明臺掛

民部省

中

金花堂

長寄琉璫島外式之所燈臺布告并上總留竹外
臺之所布告橫文式拾枚之差進以旨各國公使岡古
至急以海軍之來之接以事之度此段及正金令也

四月十二日

民部省

外務省

中

航海者之たえ

一長崎琉璜島

夜燈明

一紀州大島樫ノ崎

燈明

一同潮岬

夜燈明

一上総富津ノ洲

浮標 但大形之取直ニ

一武州羽根田洲

浮標

右之通落成其半點燈以多一ノ舟別紙之通及布告以阪各
國兮使岡士ホリ外務省ノ至急以書之方以陸ノ概以申者
以通達以舟ノ度与グラントシ中ノ以舟原文五拾枚
宛之内或拾枚内宛證書共申原若上ノ旨以夜燈ノ下度

金花堂

尤伊藤公以多件之右布告文其枚之兼横文其通以出
是ノ概以又同人中ノ以舟ノ概以計可多ノ此般ノ急
中上ノ也

其部多川

午四月十日

燈明臺

民部省

中

長崎琉球島外設ヶ所燈臺布告兼上総富津分臺ヶ所
浮標布告横文武拾枚ヲ以テ越各國公使岡士未ニ至急
可申達旨以申越兼知以テ以依テ以回答以テ也

四月十日

外務省

覚

航海者ニ多免

一長崎琉球島

仮燈明

一紀州大島控ヶ崎

燈明

一同潮岬

仮燈明

一上総富津ノ洲

浮標 但大形ニ取直シ

一武州羽根田洲

浮標

右之通布告文武拾枚ヲ正居多ク也

燈明堂エンジニア雇入約定書

此後日本政府に控るエンジニア職に之の上等試人
に雇んとすべし則今條左に通

一 給料

上等をケ月付

洋銀四百五拾枚

下等

同 百五拾枚

但英國サウスヘムトン出帆之日を勘定をへし

一 支度金

上等パウンドステルリング

貳百枚

下等同

壹百枚

一 船賃

上等之船賃壹人ニ付パウンドステリング百五拾四枚半尤
上等之エンジン妻を連ネテウツク試人を共ニ有ル

一 日本在留中は用向る旅行之節ハ日本政府より路金と
共ニ有ル

一 旅宿

上等之エンジン夫婦ニ有テ居間四ツ宿ヲ四ツ
其他臺所小使執屋古使ヲ家ヲ棟賃與テ
下等之エンジンヲ居間ニ有テ他臺所小使
部屋古使ヲ家ヲ棟ヲ人旅宿致ス

一 下等之船賃上等之船賃と異テ上等之船賃ハ又燈油中屋取扱ハ
日本長友ニ有テ國外隨テ

一 若シ英國出帆ノ後僅ニ壹ケ年之内船賃と暇と乞フ節ニ
船賃英金当金ニ高ト日本政府ノ返却ス

一 若シ一五ケ年ニ有テ内日本政府母國ノ暇と乞フ節ニ
歸國ノ船賃英英國公使古使ヲ隨テ古使ノ賃金を
差出尤リ状ノ心或ハ職業不巧届キテ隨テ暇と乞フ決
古心以テ古右様ニ儀ニ有テ暇と乞フ節ニ有テ及

一 燈明臺機械修復掃除等エンジンノ職業ニ有テ專
用取手道具等買入ハ為メニ弥雇入ハ約束決テ有テ及

エンジンバウンステルリング五百枚日印政府より預金
一 下等エンジン船隻組の節減の第一として船客を減
越して船賃を減する事ふかふか金バウンステルリング五
拾枚と限る事あり

燈の丸は船隻迄は雇ふ國人を組居るは其用
も不十分なる今般フランドンに引合之上當局に預り船
仕の固人為る組船海に多しは積り取調相向
中の尤船中食料之像を尚之費地取調可申上りは在
凡積入は後此段同

庚午
五月

今般燈所凡多組人員取調書

- 一四拾五支 甲板一等士官
- 一貳拾五支 同 二等士官
- 一三拾五支 檣械一等士官
- 一貳拾五支 同 二等士官
- 一貳拾支 俗事 壹人
- 一拾五支 五火少以 四人
- 一以支宛 水少以格 貳人
- 一九支 鍛治 壹人
- 一以支 大工 壹人

金花堂

- 一七支宛 水夫 拾人
- 一同 火焚 九人
- 一五支宛 茶番 六人

都合三拾八人

此給料 以金三百以拾七支

一 一等士官以下俗事送以凡一日金壹分位見込以食用如
賄以積了

- 一金三拾七支貳分 一月 五人分
- 一水夫小頭以凡一日白米六合？菜代銀貳分位見込在因分
- 一金七拾貳支壹分 壹月 三拾三人分

白米五石九斗四升

白米代

但 壹石五斗
二升五合

右同
菜代

一金四拾壹匁五分

一銀貳貫四百七拾五匁

四口

合金五百三拾七匁永百拾九匁

洋人多組中燈四九一ヶ月使用積

一洋銀子五拾七匁

洋人給料

食料月々不同并五ヶ月
平均一ヶ月分

金花堂

一洋銀三百拾七匁五拾三セント

同食料

一洋銀子三百七拾四匁五拾三セント

此金子四百拾九匁永七拾四匁

但 壹石五斗
二升五合

一金百九拾五匁分

日本人給料

一金子六百七拾九匁永七拾四匁

差引

金子百四拾貳兩永百三拾五匁

右一ヶ月之違目

右之通り

午五月

午五月
燈明丸多組士官月給

一合金百五拾兩

内譯

金四拾五支

甲板一等士官
宮水扇三

金貳拾五支

同二等士官
杉本錦次郎

金三拾五支

檜城一等士官
宇野洋翼

金貳拾五支

同二等士官
洗本清次

金貳拾支

俗事
田中甚三郎

右之通り

庚午
五月

金花堂

午五月
燈明丸水夫小頭以下凡積月給

一合金貳百三拾壹支

内譯

金拾支

少吏少次
政次郎
豊次郎

少合金貳拾支

金拾支

火焚小次
永次郎
勇次郎

少合金貳拾支

金八支

少吏少次
式
人

少合金拾支

金九支

紙治
人

金八匁

大工

人

金七匁

水夫

人

丸金七匁

金七匁

火焚

人

丸金六匁

金五匁

茶番

人

丸金五匁

右之通り

庚午 五月

金花堂

燈明丸多組之の食料三千日分凡積減書

一金百四拾七匁分永貳百四拾三文九分

内釋

金三拾七匁分

士官五人

食料

是ハ一日一人凡金一分之積三十日分

金七拾匁永貳百四拾三文九分

水夫少共三十三人

飯料

此白米五石七斗六升

但中白米相場壹匁五升

是ハ一日一人白米六匁之同前

金四拾匁

前因以菜代

此銀貳貫四百目

是八日一人九銀貳匁五分宛前同所

右之通り

庚午五月

燈明堂拂ハシテ會計友中ニテ可清反答ニ付在急ニ臨其暇寧ニ
以テ年貢金ト以テ時釋替置其趣同官ニ可申進付ニ子三子ト云
今般高操勢引去破敷之金ハ掛リテ能記ニ並仕拂可波拂跡
之金ハ掛ハ三并ニ額進ニ付然

陶瓦案

今般燈明臺以普請取扱之儀当孫ニテ積取ニ成以交是也
諸場所ハ燈明臺調役不出張改一居以同共何モ莫太之以入用
お然リ以交ニ付以水締之多少重立以場下之巡禁廻事之人
為立會出張お成以方ト申付

諸場所ハ出張改一以者日由是多由是東京より其初以多由下
之儀当孫之振合ニ准一別紙之通ニ下可然以申付

但在初之其の振合以多由是別紙之通ニ下ニ申付

場ニ先ニ申付以誌以入用筋多由是其土地多誌以納人其
後負人共申付印形及並進ニ付上之節為実合以出以概
場下之申付可申付

右右洞中

巳四月

金花堂

諸ヶ所出張之日当日迄首取調書

月並 金五拾支

六等官 燈明堂調役吟味方

壹人

一金壹支貳分

日当迄首當

是迄一日金貳支貳分宛下少場左庶務出張之日一全
壹支壹分宛下少場右振合之基と書面之通下少核

月並 金三拾支

七等官 燈明堂調役

壹人

一金壹支壹分

日当迄首當

是迄一日金壹支三分試朱完
多下以爲庶務補同試補
出張之節一日金壹支五分完
多下以爲之振合之基之書
通多下以積

月至

金貳拾支
同金拾五支

八等官

燈明寺屋調及並
同格

寺人

一金三分

日當取在當

是迄一日金壹支試朱完
多下以爲屬司出張之節一日金
三分完多下以爲之振合之基之書
通多下以積

金花堂

九等官

燈明寺附屬

寺人

月給
金拾支

一金貳分

日當取在當

是迄一日金貳分試朱完
多下以爲在屬司補同補試補
出張之節一日金貳分完
多下以爲之振合之基之書
通多下以積

右之通取在當

巳四月

出入用見積取調書

当四月中

一洋銀三万弗

此金貳万六千支

是ハ英國ノ持家之具当四月到着之概
フランドン中開ハナクモ取分

但洋銀三万弗ニ付
凡銀五拾貳分ニ見積取下做之

會計支ト同合下ケ札

燈明臺之器械代銀既ニ旧幕之ハ拂濟セ成居ル事

但中文英書ノ持家之具ト中ハ右注文外ニ取分

換下ケ札

器械之儀ハ和泉外七ヶ所ニ可取建器械ノ有之ヲ取フランドン

中より旧幕より拂濟しお成り鉄臺并相州より四ヶ所
且燈の船之器械料より之々之々

一洋銀三万弗

此金貳万六千五百

是に相州鉦崎燈の臺当四月築建取掛り可敷分

合計及同合下ケ札

鉦崎燈の臺築之に用何之に出入料より凡仕得書

改承知及以事

挨拶下ケ札

三子弗之儀に兼るフロントン分差出り用情より内物高貳

金花堂

万七千七百七拾弗之内器械之代引之凡積壹万弗之板フロントン
中且且右場所之儀に四月下旬取掛り之板より壹万弗之凡
三分一之見積より三子弗取掛り積り有之残七千七百七拾月
平均月之渡之積り有之

一洋銀壹万四千七百七拾弗余

此金壹万貳千六百

是に諸役所一ヶ月入用平均フロントン中より分

合計及同合下ケ札

諸ヶ所一ヶ月平均フロントン中より板より三月中調役所より差出り

十月迄之月より入料凡積之儀に陶瓦及び中道より通り駕り取札

不中より分兼ハ攸力_レ之_レ既ニ濟之_レ分_レ算_レ込_レ存_レ存_レ百
委細ニ仕得書_レ見積_レ書_レ出_レ給_レ改_レ並_レ及_レ事_レ

換投下ケ札

兼而フロント_レ差出_レ及_レ入_レ用_レ帳_レ仕_レ得_レ書_レ内_レ置_レ械_レ之_レ代_レ古_レ係
当四月_レ之_レ諸_レ場_レ入_レ用_レ兼_レ及_レ雇_レフ_レラ_レント_レ其_レ分_レ之_レ若_レ給_レ料_レ并
其外_レホ_レ一_レ月_レ一_レ万_レ五_レ千_レ弗_レ程_レ宛_レ之_レ成_レ既_レ今_レ般_レ中_レ進_レ出_レ成
其_レ取_レ下_レ因_レ表_レ之_レ廻_レ一_レ日_レ楮_レ幣_レ一_レ万_レ支_レ并_レフ_レラ_レント_レ其_レ分_レ給_レ料
五千四百弗余_レ存_レ内_レ之_レ以_レ

一金五千兩

是_レ之_レ因_レ以_レ臨時_レ入_レ用_レ是_レ迄_レ仕_レ拂_レ平均_レ見_レ積_レ入_レ用

金花堂

會計支_レ下_レケ札

当_レ今_レ以_レ逼_レ迫_レ之_レ折_レ柄_レ并_レ修_レ時_レ之_レ引_レ當_レ金_レ札_レ三_レ千_レ支_レお_レ迫_レ並_レツ_レ百
可_レ成_レ大_レ其_レ時_レ之_レ委_レ細_レ仕_レ得_レ書_レ之_レ以_レ以_レ打_レ合_レ之_レ度_レ事_レ

換投下ケ札

通_レ中_レ越_レ之_レ扱_レ兼_レ知_レ急_レ束_レ右_レ金_レ三_レ千_レ支_レ以_レ差_レ越_レ之_レ以_レ知_レ改_レ度_レ以_レ
且_レ仕_レ得_レ書_レ之_レ儀_レ何_レ事_レも_レ至_レ急_レ之_レ可_レ斗_レ方_レ之_レ時_レ以_レ打_レ合_レ之_レ出_レ来_レ
不_レ中_レ以_レ事_レ

合金四万六千四百兩余

内金壹万支

差_レ向_レ内_レ政_レ局_レ収_レ納_レ金_レ之_レ内_レ分_レ請_レ取_レ及_レ分_レ

差_レ引_レ分_レ金_レ三_レ万_レ六_レ千_レ四_レ百_レ支

当五月中
一洋銀四万弗

此金三万四百六拾六两余

是長崎及下ノ関取掛入用

今斗及ノ同金下ケ札

長崎之器械ハ目迄ハ注文ヲ完成不中下ノ関取掛之儀ハ未成

取扱下ケ札

兼ラフラントントシタル其高クハ月届才器械ハ英國ハ注文ヲ未成才

当五月中ハ場所取掛ノ事ハ不都合有之ヨリ依之器械之代取除且

下ノ関場亦取掛ノ事 浮米ホモ同取掛タル其高角才其ノ事差段ハ並行

也当五月中入用之取フラントントシタル事

金花堂

島津少将

今度燈明臺為製造に雇入之英吉利フラントン及ソライス
船之乗組当月末横濱出帆燈明臺取建之場所ニハ飛越
来月中旬比佐多岬に到着之期合才着船之上ニ其助役人死出
諸事引合差支多之様可取計以此段為心得兼ハ取進ノ事

五月

行政官

長 岬 府

今度燈明臺建築才雇取成ハ英人フラントン其府硫黄島
燈明臺改造之為当月下旬横濱出帆新造之燈、段持集ル
付ル同所飽ノ浦製造所於製造之儀中其通差免ル

其の府着船之上を鐵工石工等類に差支世之扱可取計以此旨
中達公事

五月

行政官

毛利宰相中納

今度燈の屋建築牙屋雇出英人フランドン候当月一旬下関に
所越浮標ニツ浅海に浮一ツと回所役人の預置ニツ之標を引揚
検査ツ節預置の標を浮ハツ中ニ其旨下関役人
篤と為お心得着船之上に差支無之候可取計以此取付
兼にお達公事

五月

行政官

金花堂

英國軍艦マニラミ士官チャールスバル子ム

日本政府との約定書

一チャールスバル子ム英國海軍局より暇を取日本政府に仕ふる事

此書を以て約す其約言者之通

第一右人之役目を燈の船之長として勤むる事を允る器械方
之指圖に隨ひ又役目之係りたる事を何事とも勤むる事
第二勤之年限を五年之事年限満て去時其年限之一年
前之暇を取由を通し並に又政府より同年限満ちる
暇をとる時を一年前其由を同人より知置し
第三右チャールスバル子ム身持方不法或は役目之配意を有る候は

政府より其罪とて真之を追放す
第四右人之役目を英國之艦船長と同様之事心得方之悉
進言令を出さす

第五給料を一月百ドル月拂ひ渡さるるを食物衣被政府
より出さる事

子ハリス十九年
オ五月十三日

アールヘンリーフロントン
チャールスバル子ム

金花堂

横濱分諸國燈台並善徳場

陸路の道法

薩品佐多岬	四百二十里
肥前長崎迄	三百五十里
長州下ノ關迄	二百七十里
紀州大島迄	百六十里
豆州神子元島迄	五十里
房前野島崎迄	五十里
相前觀音岬迄	十里

右之里数より旅費を以て取調可仕候

己十二月

貴命之隨ひ當時西波左場に有之れ日本政府所屬の泥波ハ
機械改良味々交りたる機械の諸部を造り玉商の法を製
造するに之れのとあるに其力ハ大約十人馬力其機械の種類ハ
低機にお屬し此機械充分の装置をもちしとき毎十八尺乃至
二十尺の水底より毎時大約百四十噸の砂礫或は土泥を掘上
り申但右を陸上におおく土砂を掘り入費の半より是より可申候且
右機械全成の後より洋銀五万兩乃至二万兩の直を以て看之而して
こころ成大段より運輸し其地諸船舶のため小河中一船路を
開く事も亦多時を要し申るは其地地形を察し之より

ざる幾何の時日と要し或時と定りかゝる實小右機
を政府は所有之貴貨ふる之を以て線適宜の装置設
しつゝ最好むとて改し其を乍然當時機之諸部錯乱
以多し居りつゝを脩整するを容易作すに在り就中
右機中至要之部若干を良久しゝ中沈没は是を
為し甚しく鉄錆を生じつゝ悉く廢物と成可申式自
其儘使用しつゝも或は清掃するを頗る煩勞を御す
ある且又右機之諸部不殘其私中より之を分別し繪圖も
多しつゝ詳細を註し述し尚右機装置方入費凡何程位
に成り或も委細を兼計後致すゝ大概洋銀五万弗乃至

ハ亦弗も要し可申推考しつゝ

右装置方之後毎々熟思改し以て此作工を必要之諸具と
所持し且此之巧なる或は歐羅巴の機方より之を以て
むる方至極廉價なり其完全の良仕法に可有之勿論拙者
共同人の監督として諸る指圖し日本政府之為に益する機
工作等よく着意注目可致し但右入用高を未定に故に同人
より正當の見込を以て兼可申依之日工に多し且備使の人
員兼課工之时限等始終看守のた免裁判所より至官を右作
場にて是を以て或方より之を以て
機械缺乏の分を其量目を封彦別紙中互の工料とて

新製為改良可也但前以之積書と為差出之申右舟揚者
見込案お徳と交即ル一社中右見込之價おて兼務
別紙之通同社中より多記申先右見込正賣り
御多相おの慮多とる事採用之候日申返付より揚者
免許有之上勿と右作工お初申度なる先最初右機を
多と器を以申便宜の地位お控る一日の試験を以て
他の良否と試之の中但右場所を掘割の入口可然回所を
程埋没致居り申砂堀出方要用以申右試験の後
機の内解放しるも差支多と諸部は申右放他の
船中小積載而して其機之全体へ海上航行の支出未益

金花堂

より良き並多船より徐と大坂表に航し申あつ以上

横濱

あつる二十八年十月初日

アルヘンリブロント

神奈川

判事

泥浚機械装置方案

當今西波戸場小所立の日本政府附屬泥浚機械装置の案左之條下之列す

第一條

諸般の作工を機械方或は其助役より監督す。但し時宜小應し其課工を交換し或は之を止停の権を右機械方助役常より之を自保す。事

第二條

機械の装置を此案策嘉納の日より三月を経して全半し而して之を試験とす。此期を過さず延期中

拙者より毎日洋銀二十弗と日本政府に収むる

第三條

機械船少於く其機械の諸部を清掃し各其原位置に固着する。他工其他機械方より命の諸工を左の工料を以て日工とす。凡

一日洋銀八弗

他工機械方頭并監督機械方等

一日洋銀二弗二五セント

熟練の工夫并支那人等

一日洋銀四十セント

木匠并傭夫等

但諸人之内課工を怠る者、機械方々之を除く

右課工の時限は日本士官より常守し他工中常より其所位より

第四條

左の工料と與つて機械中缺乏の諸部を新製し且機械方より所命の其他の作工をなさしむ

一 鋳鉄工料

フ封_て度_を 十八セント

一 鑄鉄工料

同_り 十セント

一 黄銅工料

同_り 四十五セント

一 輓轆工料

毎日 十五布 漆料

一 螺旋鉄釘等工料

一_封度_を 四十セント

一 木工料

一_フト_立方_を 時_お傷_か

一 塗抹料

一_フト_平法_を 四セント

第五條

滑車唧筒其他初る此工小所要の諸具使用のため洋銀貳百五十布改要は但機械方の証書改りて月々之代請取
及

横濱

西ノ百二十年十月一日

ルーシー社中 子記

アルヘンリグロントン 案

以子紙改訂を以て致す燈明堂構概方在所並貯
取其外建造之プリンス後原の二万五千五百五十坪
言明承り旨を約之仕程書添付中紙承知以り右
建造約之書中

一 約之定中三取之定りたる金子を恒久の承譲之日より
四ヶ月に亘り落成迄一約之定日限後より承譲
約定通り落成迄毎日毎二十坪ノ約之人
より拂り受り事

一 落成より一ヶ月中を約之人より取り替へる事

金花堂

修理之書事

一 拂り受後を月割として機械方より證書として
さる毎月第一日拂り受り一毎月三割迄を
全承の保証として取り置り一又約定書後物等
ノ割を引取り落成の時より一ヶ月の間取り置り
修理を加へる事

右約定書中三有之通り取極早々建造取致す後
以り度存り旨を約之仕程書添付中紙承知以り

右八月 日

井関齋右衛門

寺島陶藏

燈明臺檣榘方

ビヘンリ。パロント

貴下

書面之趣は採用之返書且麻兒島藩江之

達振とも取調之事

函館港、彼可中燈明船用之燈籠兼而英國は注文が成
居り此程船便を以送り越之處同所は可備燈の船未々
出来不敷成り舟同所の方を暫見合先般目論見り之
薩州佐多崎燈の臺取建方去六月中同藩は燈の臺を
然るに英人頭取フランドン同般自今六月程お掛り越
直に普請に取掛り積約し置り舟本燈の臺建築迄前文之
燈籠と同所は取廻り地方續山半服は木檣相互右に引揚
反、是と燈の臺取斗可中且右点燈、付るに遠路之儀舟守

燈方之外國人其名日本人其名了之在成當湊本牧沖に
古燈一居に戒礁丸に差を傳習為政中度昔フラントンに聞い
夫之勤毎仕多室中多通政一以方且同所之其向に望つて就中
風浪突撃之難場にも有之身早之を取致す方とすは為に
有之趣可就候之由也外務省に縣少を遣且之度見島藩に
之申者に法達方は此斗に程少程少一及に右を日教手操も
以候事急之由答以坐候中進に段如是也

十一月廿日

坂田出納権正

中村大藏権大丞及

郷大藏少丞及

金花堂

進言中文洋人二名有燈方傳習世用之程も少何分日和人
る已之各各束収中出以好又燈の表位多崎に以集之すも
其程フラントンの程掛り候状少後以坐候同人中其の程に
隨以燈の程程所を把握有候也其後中と好の程二使に
おわす七日十日あり候程に候段一及フラントンの中其の
以候之候に候程程に中上其の如

皆百急状を以て伺ひ通す事ありて遂に心を以て佛玉之
賣船テール艦名の如く買上りては海後にもお出せり美人
目利人多頼程中へ程子篤くは程もせ有次第中上へ程
仕度自今七百斗之内右程の帆もお出せり甘味も以て故
何美程フロントンにてもお出せりも伺ひ也

二月廿日

大蔵省

中

吉野
物
明
春
銭

追々今日伊藤公の物もお出せり燈明も多しと致し三舟
の如き次第あるは下へは後お出せり且中目利人程船
五十舟と致し中へも出せり三つ程なり也

金花堂

オタワ船の機械方長官ジョルジブラックより申立

テイボル船の鑑定書

- 一 ブラントン氏よりテイボル船を鑑定し多し程頼有とす
- 一 同船の諸部屋を蔵茶湯釜等と委細検査し右
何事も申分なき事
- 一 船中の前後ある諸部屋を何も我製造品も宜
し敷凡そ十人を入る
- 一 士官船屋の甲板上有り其製造品も精造なり
- 一 荷籠を凡四百五十トンを積込あり
- 一 諸機械之製造品も宜敷間然し其行を「マルセリ」と

出帆より以前盡く修理を加へしものより自今粗忽の
取扱ひと多岐常々港内碇泊中ふかこの修覆を加へるま
い数年と歴々損害も多し

一湯釜は四年前より始りて此艦は振(付)しものより右四年
の中之を用ひしは全く二年と過るなり且「ルセリ」と
出帆より以前新之火焚場と製造し諸管を仕替へて
全く修理を加へり余り忍考を此部多る已む五年間と
堪わしきものなり

一船身の両側へ其内部より検査し多し其火々之類を顕然
形を以てする堅固なり且諸部を水止り三個と

備り

一船身は在来の湯釜お損しり頭よりて他の湯釜を据
置ん共十分お保ち可なり

一船身の遅速は同船乗組の者より兼りし迄の事なり此係

二個の湯釜を焚く時一日百十七トンの石炭を焚く

且十二斤一斤は我百の二十目の壓力を帯りて一時間時八マイル半

を行く

一〇又三個の湯釜を焚く時一日百二十三トンの石

炭を焚き十八斤の壓力を帯りて一時間十マイル半を行く

一〇四個の湯釜を用ゆれば石炭二十四トンの壓力
二十斤一時間百十三マイル半を行く

一此船の堅固にして且高價ありし一余の見込あり三万八千
ポンド或は四万ポンドとも可なりしを幸方九千ポンドを二万
ポンドと以てあるに價と可致し

一余の見込ありしを通常の蒸氣船の船の土屋の用便より
難し是故に難破の達はされし四五年間の大修復を加へ
し必し其用便少きものあり

五月十七日第三月十日

オタワ船の機軸方
長官

ジョルジ ブラック

テールボル船賣拂約定下書

コンセル名荷 英 證據人——の目前に在る佛國飛御船
社中名代横濱住居ア、コンセル——左に在る約定書

第一條

ア、コンセル佛國飛御船社中之名代として在る時横濱港に航
泊致ししに佛國並に私テールボルと日本政府より委任
するに——は賣渡する船運上所の測量する若干
九トン器械は三百七十馬力多私之形は二中柱のスクーター
食料石炭その他所品書と船とを以て蓋械、帆、武器
類も全備するに右に千八百五十三年にシラタといふ港に造

船政一佛國を御船社中と居る船の往來の便に
左の條を通り

第二條

右船價洋銀五万枚を以て左の通り可拂渡事

初金の正金五万三万ドル拂りて其の清返書と出せしむ
り船主の五万ドルに
より差出せる儘る為切手
を拂ふべき事

次に拂ふべき三万ドルは 両者の名を の切手は渡りて並當年第
七月八日限りたるを引替のりて二度目と拂ふべき三万ドルも
同断一の切手は渡りて並來る第一月八日と引替のり

金花堂

第三條

日本政府より名代として買入方可改右之件々取分
右為替切手二通日限を以て引替之儀を堅く約定政

此所之文章おふ可なり

第四條

右テールボル船に有る船日記、罟楳日記、附屬品出類總て日本
政府之周旋方には差出し並に其の書類正しきもの具又味之上
悪しきものを以ておふ可なり
より決する右書附之
品数杯又船多めの模倣は非理の條を不可出事

此の文章を分るべし

第五ヶ條

右テールボル水師兼士官之給料食料ホハ勤の年限の果
る迄ハ賣主方より引受其分船と吟味する難用兼吟味役ハの
雜用不殘堂之方掛り之事

右之條を熟讀之上賣主買主兼證據人我目前に於て調印
之事以上

此程傳信機を雇ギルルト月給西洋第一月より五十弗増方
お成り越るフランクンより給料書付差出り交同人後ハ外は雇
りより三名同様一ヶ年お立上り給料増方より百出港之初は沙
汰にお伺ひ致しお伺ひ付フランクンに引合し如同人中間ハ左様と
多之ギルルト儀を来月一ヶ月増方お成り積伊孫公事申上り有之
矣三月其後ハ心持多下与中間ハ右一ヶ年外ハ場を二月増方
改一可成り多下ハ係合十九年第二月明治元年約定書差出後
ともよりフランクン申上り通一ヶ月増方取斗り方より有之ハ推知事
大参事ハ此を未タ決り得之儀月給金出り差支りハ沙汰
之儀下り扱仕之儀也

一、百日出港之旨燈明寺全所取建其外之儀と中野大參事及は
取書取之取扱之儀と沙汰言敷下以敷奉恭儀石之末夕
其堂取河法多座以爲何分以爲國之福也願以

一、百日出港之旨燈明寺全所取建其外之儀と中野大參事及は
取書取之取扱之儀と沙汰言敷下以敷奉恭儀石之末夕
其堂取河法多座以爲何分以爲國之福也願以
一、百日出港之旨燈明寺全所取建其外之儀と中野大參事及は
取書取之取扱之儀と沙汰言敷下以敷奉恭儀石之末夕
其堂取河法多座以爲何分以爲國之福也願以
一、百日出港之旨燈明寺全所取建其外之儀と中野大參事及は
取書取之取扱之儀と沙汰言敷下以敷奉恭儀石之末夕
其堂取河法多座以爲何分以爲國之福也願以

二月八日

在橋原

燈明寺全所

大藏省

法中

金花堂

街道筋高馬車取仕阻牙車

雛形取補理取用書

一金貳拾五匁三分永百九拾五文八卜

内詳

金貳拾五匁二分

車輪四個

金三匁二分

燈本壹本

金三匁二分永百九拾五文八卜

竹取和紙多分
燈子取

右之通取坐取

午二月

燈明寺全所

伊藤大花少輔
貴下
出納目
通商目

二月一日

伊藤大花少輔

金花堂

兼而中上並つ通小鐵槽一個容易く建築す成
且修多岬之燈塔者言備了るに極之廉價者
出来可中右等國面力出来在りる所私に之
より為場等國政一製造可仕る先者以故得
以て之を度り此の如き以上

明治三十年三月二十四日

アルヘンリグラントン

謹白

伊藤大花少輔

貴下

辰年初發
己八月廿九日迄
燈明堂及入用取調書

燈明堂及

燈明堂及入用仕拂高調書

金二万九千六百六拾壹貳分永五拾四文

内 金貳万七千四百四拾貳分壹厘貳毫百三拾七文六下
楮幣貳万貳千四百拾九文貳厘貳毫百四十四下

洋銀拾六万三千五百七拾六布拾五セト五卜

此洋

金七万六千五百五拾九文貳厘貳毫百六拾六文七下
洋銀三万四千四百七拾七布九拾九セト五卜

燈明堂及燈丸浮標製造
入用

内

金二万四千九拾貳分三厘貳毫百五文二下
洋銀三万三千五百三拾六布拾九セト五

燈明堂及燈丸浮標製造
物諸子係是浮標製造入用

糖の生産は所々ありて其の最盛なるは

糖の生産は所々ありて其の最盛なるは

糖の生産は所々ありて其の最盛なるは

糖の生産は所々ありて其の最盛なるは

糖の生産は所々ありて其の最盛なるは

長崎の糖業は島嶼の糖業に比し

糖の生産は所々ありて其の最盛なるは

糖の生産は所々ありて其の最盛なるは

糖の生産は所々ありて其の最盛なるは

糖の生産は所々ありて其の最盛なるは

金地堂

金七百五十兩に於て是れ其の最盛なるは

金五百五十兩に於て是れ其の最盛なるは

金三百五十兩に於て是れ其の最盛なるは

洋銀二百五十兩に於て是れ其の最盛なるは

金四百兩

洋銀二百五十兩に於て是れ其の最盛なるは

洋銀三百兩

金七百五十兩に於て是れ其の最盛なるは

金七百五十兩に於て是れ其の最盛なるは

洋銀二百五十兩に於て是れ其の最盛なるは

金七百五十兩に於て是れ其の最盛なるは

金七百五十兩に於て是れ其の最盛なるは

金七百五十兩に於て是れ其の最盛なるは

金七百五十兩に於て是れ其の最盛なるは

金七百五十兩に於て是れ其の最盛なるは

糖の生産は所々ありて其の最盛なるは

糖の生産は所々ありて其の最盛なるは

糖の生産は所々ありて其の最盛なるは

右者燈の製造に用去辰年中乙巳月廿九日迄之仕掛高書面
之通に申上

巳午月

金池堂

日本政府に於て雇お成燈の製造に御用
お勤の西洋人姓名及勤方月給左之通

一千八百六十八年三月ヨリ迄雇
月給四百五十弗

横濱燈の製造所構内
製造才頭及
アルヘンリ プラントン

一千八百六十八年四月ヨリ迄雇
月給三百弗

神子元島
製造才頭及助役
エダブリウ フランテル

一千八百六十九年六月ヨリ迄雇
月給三百弗

横濱燈の製造所構内
書記
チヨルジ ウオクホツプ

一千八百六十九年二月ヨリ迄雇
月給百五十弗

横濱燈の製造所
書記
ジイ エム ギルヘルト

一 千八百六十九年三月ヨリ迄雇
月給百貳拾弗

燈明見廻役
リユツセル

一 千八百六十九年三月ヨリ迄雇
月給百貳拾弗

石職
ミツチエル

一 千八百六十九年三月ヨリ迄雇
月給百貳拾弗

鉄鋼職
ウアレス

一 千八百六十九年十二月ヨリ迄雇
月給二百五拾弗

製造方助役
セミエアルバリ

一 千八百六十九年九月ヨリ迄雇
月給百五拾弗

勘定取兼細工取締
アルハイジ

一 千八百六十九年九月ヨリ迄雇
月給百弗

鉅州
大島浩
エンジエーヂユイコブス

一 千八百六十九年六月ヨリ迄雇
月給百弗

神子元島浩
チエー
ハウキンス

一 千八百六十八年十一月ヨリ迄雇
月給百六十弗

船大工
トレイキ

一 千八百六十九年三月ヨリ迄雇
月給百五拾弗

石職系職人取締
マアクス

一 千八百六十九年一月ヨリ迄雇
月給百四拾弗

大工系職人總取締
カスセル

一千八百六十九年一月ヨリ迄在
月給百三十弗

鈔職
ヲウストル

一同年三月ヨリ迄在
月給百五十弗

鍛冶職
チヨンソン

一同年十月ヨリ迄在
月給五十弗

米
燗
イノゲルト

一同年十二月ヨリ迄在
月給五千弗

燗
船
テヨリン

一同年十月ヨリ迄在
月給百弗

傳信機方
フイジンス

一同年四月ヨリ迄在
月給百弗

中
燗
船頭及
ハルナム

一同年二月ヨリ迄在
月給三百弗

燗
船
ブラオン

一同年四月ヨリ迄在
月給八十弗

燗
船
イ、ダブリウ
ハスウエル

一同年同月ヨリ迄在
月給五十弗

燗
船
ウオクル

一同年同月ヨリ迄在
月給二百弗

差
方
スキソル

以多一ツ積出去者其以府吏用と云々も
了也此の事前にも用向と云々も其の度と神下も其の
中もブランドン中云々

一 右形如帆舟竹田庸三即同り其の度と前同中云々
ゆきしを許すも其の事急し其の由也

一 形夕夕大坂とて信播と後其の由又之細路二月も
形便其後もし今到着す其の事係知り其の由を
云々其の事一は其の事益と云々其の事拾マイル二月二十井
之細路今般多其の事其の事其の事其の事其の事其の事
テーブル禮にギルベル同形積載と云々一市其の事其の事

金花堂

支の度も其の事其の事其の事其の事其の事其の事其の事其の事
前之其の事其の事其の事其の事其の事其の事其の事其の事其の事

其の事其の事

其の事其の事

三月九日

民部省

法中

テーブル船出帆し、その日午後九時頃迄の状
る燈の表掛、何れも極急の國有の夜むの船
大隈大捕廠の港中、何れも極急の國有の夜むの船
智の交際、何れも極急の國有の夜むの船
の燈の表掛、何れも極急の國有の夜むの船

那多川船

三月十日

大倉子

権急子

伊豆大倉子捕廠

蒸氣テーブル船規則

第一

此蒸氣船を我が政府の公用郵船と定めて燈の表掛を
運輸にも兼用して全くと船の便用を促す

第二

公用郵船の往復する定まる場所を横濱大坂とす、此等
の定まる所を以て海路の用向に依りて、崎或は其他の場所も
別にす

第三

燈明臺掛之用向を横濱大坂等迄ノ事其備而之其
便ト述スヘキ筈ナレト急ノ用向アルニ於テハ殊ニ燈明臺ノ
事ニ用之ベシ

第四

多組ニ外國人雇入并其取締ハ「ブラントン」氏ノ任タルニ但
其雇入明限及日給料ノ額ハ政府役人ノ任タルニ稟議許允
ノ後ニテ之ムヘシ

第五

船及以諸品械ホミ修復を考ス時ハ其ノ費を詳明ニ記シタル

金花堂

勘定書ヲ以テ燈明臺日給料ノ檢閲ヲ經許諾ノ
後「ブラントン」氏是ヲ安否スベシ

第六

船中ノ入費及ヒ乗組人負ノ給料ノ支給等諸事燈明臺
領ノ事務ヲシハ其役所ヨリ「ブラントン」ノ事ヲ經テコレヲ渡ス
ヘシ

第七

出港ノ時限ハ用向ノ區別ニ係ハラス燈明臺役所ニ於テ
コレヲ定ム着港ノ事ハ其ノ役所ニ出ベシ

品川沖炮臺燈明臺出見舟各國人民之布告書
英佛横文摺立出見舟則證書海峽進中ハ尤
各國人民之在外務省より公使より直に送交ハ後
おき送交中ハ以時彼中ハ送交也

三月廿三日

上野監督正

梅田大参事

中野大参事

井関権知事

民部省

大少丞
以中

金花堂

英文

航海家之示以布告

本月五日ハ以東江戶市街の前四番其五場に
築地堀割之東口に於て赤色之燈火を懸け以て
其高サ高潮之時水面ハ五十三尺
装置を固定し以て火光を屈折以て之を
燈光の照る所海上里法九ノル羅針盤面ハ以東に
偏ること二十一度南より東に偏ること七十度也

明治七年甲申十月

奉日知政府之命

横濱海峽進中事務長

ウ工ルニ

以多就政體上之理由川中地甚之建築之修飾
者其後亦以此種之建築火災等一守其政布告文
五通之其後亦以此種之建築火災等一守其政布告文
以多之及此後之其後亦以此種之建築火災等一守其政布告文

明治三十年三月廿四日

一名

英佛未學侯爵西公使

姓名閣下

同文之

大少五
姓名

伊魯瑪爾下白

姓名閣下

品川中地甚之建築火災等一守其政布告文
者其後亦以此種之建築火災等一守其政布告文
五通之其後亦以此種之建築火災等一守其政布告文
以多之及此後之其後亦以此種之建築火災等一守其政布告文

三月廿三日

坂田出納控心

坂田大参事

中野大参事

井多控急子

亦務省

大少至
吊

移心亦又之趣只至是後偏之新故以言也布告以中
以甘至急以校急之之夜也

以多紙如上仕之能之成後紀州大島潮見崎燈以是
六月十日點燈并長崎燈以是六月十日點燈之積言既
布告仕之布告書以河邊町白道一丁上及就之其場
亦之燈明者且能通丁點燈仕以像行焉之其燈以丁一
出帆日刻亦者點燈日能之其之其之其之其之其之其
出帆日刻亦者點燈日能之其之其之其之其之其之其

四月十九日

橫濱出帆

同日

劍崎回

同日

紀州回

同日

島州回

伊王島燈明臺布告

一長崎港口伊王島東岸に設くる燈明臺常燈器械
取立迄之間当第七月十四日より仮燈明を點以此燈明
白色不動高を海面より二百五フットより十五マイルの距
離に達せむ

伊王島東岸北緯三十二度四十三分英國天文臺

ヨリ東經百二十九度四十六分あり燈光一方ハ西南三十度
の方角に當るミツセ岩の外側に於る蔽蔭を一方ハ東南八十
五度に當テカゲノ崎ヨリ北ノ方へ蔽蔭を但し其方正きるヲ
疑る一光線二百四十五度の幅を海上へ發せむ

右内務局の命令に依る諸方の航客へ告知者也

横濱海天燈明臺取立可

千八百七十年

第五月五日

日本政府器械方

アール、ヘンリー、ブランドン

金花堂

大島燈明臺布告

一当第七月八日より紀伊國大島の東岸檜の崎に於る
日没より日出迄點燈此燈明は白色第二等旋轉之器
械にして半ミニユート毎三光りを發せ

檜の崎は北緯二十三度二十八分クリニッチ 英國天より東

經百三十五度五十二分あり燈光は海面より百三十フートの

高さにして里數十八マイルを一方は指南針西北七十一度

一方は西南三十三度の方角に當る燈光を蔽蔭せ光線二

百八十四度の幅として海上に發せ

右内務局の命令に依る諸方に航客に告知する者也

千八百七十年
五月五日

横濱每天
燈明臺取立所
日本政府器械方
アール、ヘンリー、ブラントン

潮岬燈明臺布告

一 紀伊國潮岬燈明臺常燈器械取立迄之間、当第七月八日
より、仮燈明を點し、此燈明白色、不動、高さ海面より百五十
フットより二十マイルを距離に達せ

潮岬ハ北緯三十三度二十六分グリーンニツチ

英国天
文臺

より東經

百三十五度四十六分半あり、燈光一方ハ西北四十四度之方角、
当る蔽蔭ハ一方ハ東南七十二度、当る蔽蔭を但ハ其方
正きより疑り、光線の幅二百八度、海上へ發せ

右内務局の命令に依り、諸方の航客へ告知者也

横濱每天

一千九百零七年
五月五日

燈台屋及多所
日切政二府悉械方

アール、ヘンリー、ブランドン

浮標布告

一上總の國富津の洲に兼る備置する浮標此度新大形に
取直し右ハ鉄造ニシテ形ナンボイ細形ノと稱するものあり赤色
に塗り頭上籠あり其高さ水面より十五フットに
右内務局の命令に依る諸方之航客へ告知者也

一千九百零七年
五月五日

核實辨天
燈台屋及多所

日切政二府悉械方
アール、ヘンリー、ブランドン

浮標布告

一此度浮標と羽根田洲の外側に二ヶ所へ相備其南方之者ハ鉄
造赤色頭上籠あり高さ水面より十フット此所海の深さ六尋
あり

此浮標より本牧ハ西南四十八度の方角、当河崎ハ西北八度半
バンシウハハ東南六十八度、当但ハ其方正き事疑ひる
北方之浮標ハ同く鉄造黒色頭上籠あり高さ水面より十
フット海の深さ六尋あり

此浮標より河崎ハ西南八十九度野子川口ハ東北六度バンシウ
ハナ東南五十度一方の浮標西南三十四度半、当但ハ其方正き事

疑る

右両所浮標之傍を東に向る過るも又両所の間を直線
走るを害する

右内務局の命令に依る諸方の航客へ告知者也

横濱 燈台取立所

西八百七十年

五月五日

日知政府 葛城方

アール・ヘンリー、ブランドン

金花堂

テーホル船揚ル規由書に懸洋知有る處あり及
及る也

四月十四日

民部省

兵庫宗川

物取屋 金屋中

船身テ一ホルル者十九日出帆前ニ船内ニ類角ニ港掲ケ
テ一等ノ規分書ヲラントシ右調ニカクヨリ船内ニ港掲ケ
テ一等ノ規分書ヲラントシ右調ニカクヨリ船内ニ港掲ケ
テ一等ノ規分書ヲラントシ右調ニカクヨリ船内ニ港掲ケ

七那多川

四月十三日

燈 明 書 本 館

民部省

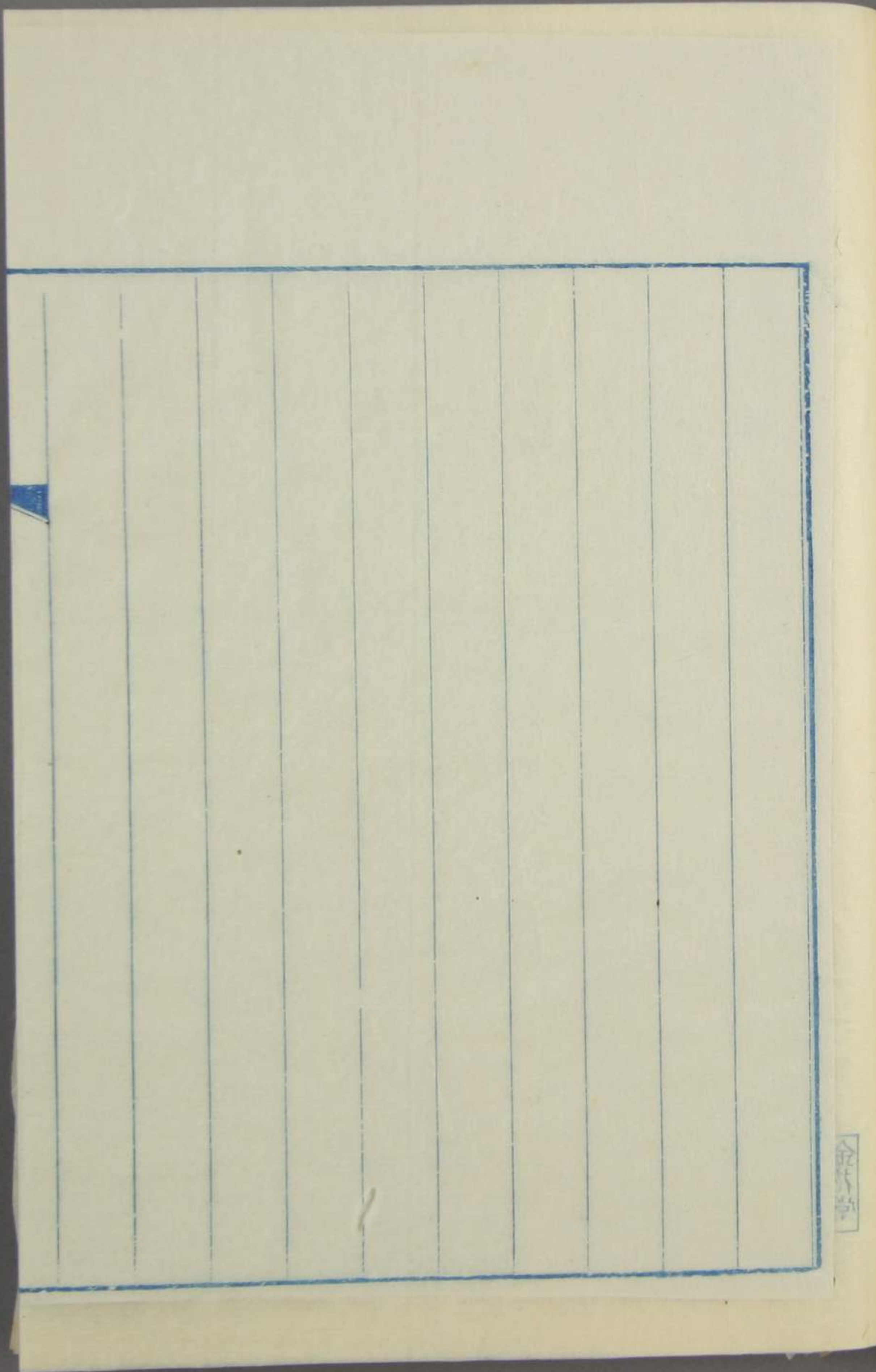
以中

テ一ホルル艦多込旅客之規則

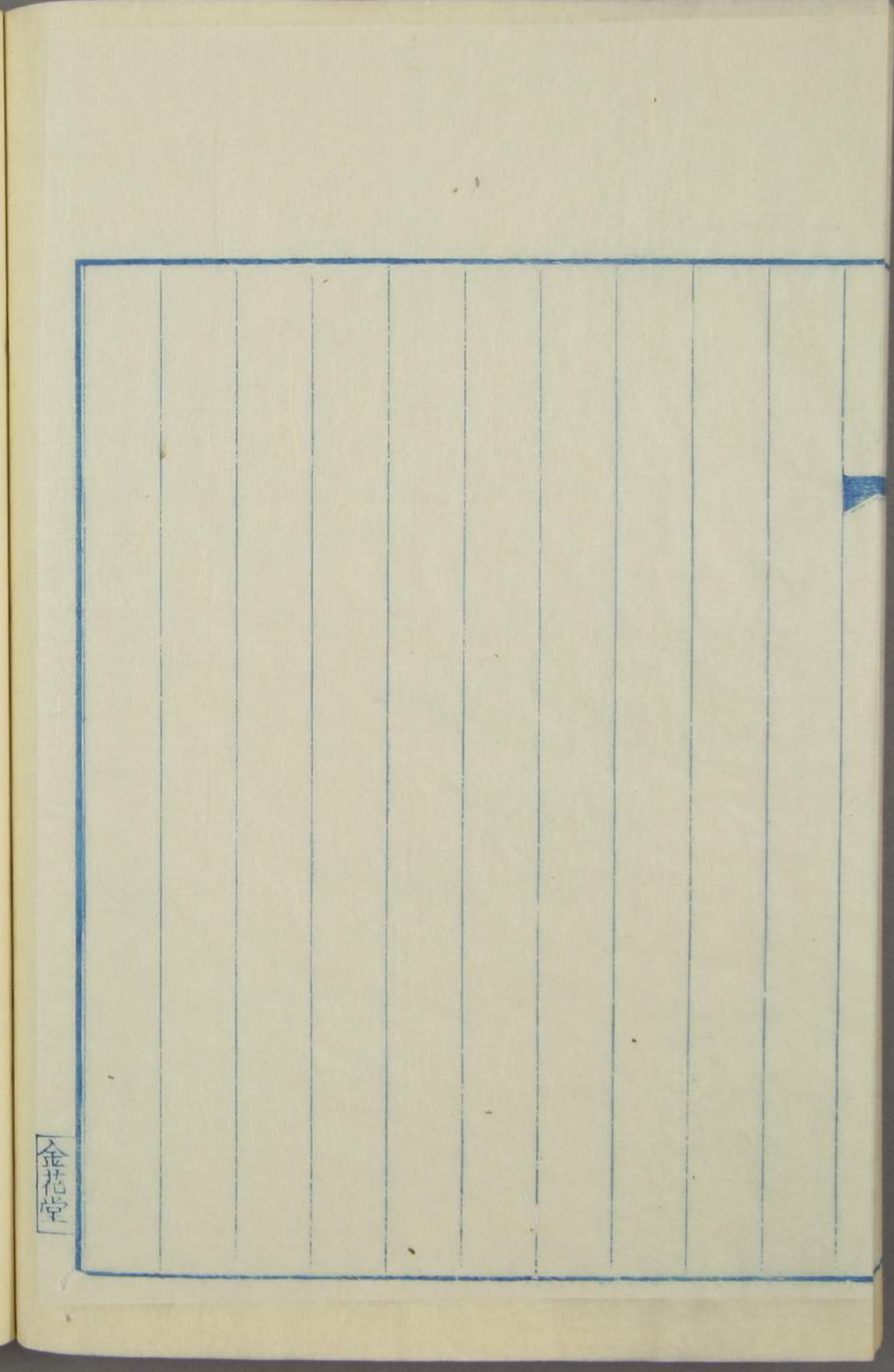
第一 テ一ホルル艦多込込旅客ハ内務局或ハ天燈所者及
外者掛リ之局より免許切多込物多込込一甲板足張
士及ハ是とモ出ハ一者切多込多込者ハ切船中
カクテモモ事

第二 所々之艦多込多込私設及者ハ其多込船中多込合セモ日中
重役多込士及より免許を受けテ乗込モ一但一人一人
免許多込者ハ決一モ入レモ事

第三 右切多込初屋多込等級を記一上及の人ハ上等多込初屋中等
之人ハ中等多込初屋下及の人ハ下等多込初屋多込一但



金花堂



金花堂

傳信機之部

- 一 英人ギルベルト傳信器、械雇入約定書
- 一 傳信器買入代金拂方、付ブランドン、伊後俊助、未翰
- 一 傳信器一マイル諸入費積
- 一 横濱、東京運上所迄傳信器線取建、付弁官、東京、品川、神奈川、西縣、達書
- 一 傳信器線取建、付神奈川縣、宿村、觸書
- 一 傳信機取扱規則
- 一 傳信機取扱仮掟

- 一 東京運上所内なる傳信機役所受取届書
- 一 傳信機落成ニ付短語御用筋神奈川縣分申上
- 一 傳信機略字法
- 一 ブラントント差出傳信機規則
- 一 傳信機棒抗製造約定
- 一 傳信機役所普請約定書

「エチンボルグ」近旁「ホルミストン」在住「ジョーヂ、ワンチヨープ」
 日本政府に雇之「ブラントン」身元引請世話人として「スコット
 ランド」内「レイス」住傳信器之器械方「ジョーヂ、マイルス、ギル
 ベルト」と之約定書 但ブラントンハ右政府より此約定を免許を
 受くる人
 「ジョーヂ、マイルス、ギルベルト」日本政府より傳信器を取建ニ付日本
 横濱へ一時も早々行く事を決其約言左之通り
 第一右之「ジョーヂ、マイルス、ギルベルト」此約定之日ト三ヶ年之間日本
 政府に仕へ其間ハ勤配意一又「ハल्ली、ブラントン」之掛り之
 燈明臺之仕事も助力を――

第二右の記を「ハリリーブランドン」之身元引受人「ジョーヂ、ワン
チョーパ」ジョーヂ、マイルス、ギルベルト」へ仕度入用として四十九「ホン
ステルリング」并リクルブルより横濱迄之第二等之船賃蒸
氣車賃其外右人之家より乗船迄之雜費も拂ひ出さし
第三「ブランドン」身元引受人「ジョーヂ、ワンチョーパ」此約定年
限之間一ヶ月百五十ドルヲ給料として「ジョーヂ、マイルス、ギルベルト
」へ拂ふし尤拂ひ日燈明臺掛り之器械方と同様より右
「ジョーヂ、マイルス、ギルベルト」勤メ中旅行をせし時其雜用并
臨時入用を同人に拂ふし又同人の少も入費を掛さざる
概ニ夕間三間付き多る家をも貸さし

第四右三ヶ年之時限終り後再ハ約定を仕直すつゝ次
双方より六ヶ月前年限之未來り為知之書付を出し合ふ
るし右之「ジョーヂ、マイルス、ワンチョーパ」其書付を出さしと
嫌ひ日本止まるるを言ひ張る時「ブランドン」身元引受人
「ジョーヂ、ワンチョーパ」より「ジョーヂ、マイルス、ギルベルト」へ横濱へ行
ざりし時之如く其地より「リブルプール」迄之道中金并夫を
より「レイス」迄之蒸氣車之賃銀も拂ひ出さしと約さし
又右人三ヶ年之終ると喜ひて歸る時其道中金并出さし
第五此約定ハ千八百六十九年第二月一日より始むるなり

千八百六十九年第二月一日

我明治元辰年十二月廿日

約定人「ジョージ、ワンチヨープ」

同「ジョージ、マイルス、ギルベルト」

證據人「クリメント」

同「レイド」

金花堂

書寫のプラントの伊及後助の書翰抄判の傳送の事
寫るに上原書を兵庫表に於て積り
辰十二月廿日

以手紙啓上は伊及兵庫表大坂之間に傳信卷を取
建て付英國へ注文致し程少程有る右舟寺島様にも
注文通すべく其人の傳りへて各器械を日の内へスウ
イッラントの系は様は多し其の由此傳信卷を以て政
府に以て注文致し其の増々先白の調出に於て
手兼以此傳信卷を兵庫大坂の限横濱江戶の間に
用ひ又其の用ひるに宜敷く其の用ひるに宜敷く其の
用ひるに宜敷く其の用ひるに宜敷く其の用ひるに宜敷く
其の用ひるに宜敷く其の用ひるに宜敷く其の用ひるに宜敷く

るをある中より何卒子達と島嶼の方より私をとり
以廻しとて及多頼の書を三ふ弗と見送り並に余
とを出さし明細の書付を添へるに上り申上り右様とあり
此様以上

あつちと十九年
二月二十日

日中政府
英機方頭
アールヘンリーブランドン

兵庫
裁判所
後俊助様

金花堂

傳信機取立に諸入用積ブランドン中談々交英一野
十回金^由平易之佳地より外残の通を三拾七ある位
お掛り下さるべく尤嶮難之場を随ひ増入用にお銀の後
中よりお銀の通中

己卯月

傳信機一マイル分入用積

一 棒

二十本 一冊分

運送代共四拾鎊

一 横棒

二十本 一冊分

代五鎊

一 棒笠

二十 一冊分

代拾鎊

一 塗賃

二十 一冊分

代四拾鎊

一 土方賃

十二ヤルト立坪 一坪分三朱

金花堂

二十一鎊

一 電信氣防ギ仕附代

壹人

二鎊

一 仕上臨時多写

二十七鎊

メ百四十五鎊

千八百六十九年九月二十日

ヘンリーグラントン

今度横濱裁判所へ東京鉄炮洲運上所迄急用
申通ひ多め傳信機を有支所へ並其に渡り線路東海道
箱根村に舞子別荘園面へ通棒杭を有建し其筋の如く
可申の如し且反建方を神奈川 舞子別荘に諸支可有
申合有通し位申するに与申通し

九月十九日

辨官

東京府

品川 孫

神奈川 孫

舞子別荘に諸支可有

金花堂

觸書

神奈川裁判所へ東京運上所迄傳信
機を有建し有細掛渡り杭木を有建し有
宿打ありて厚心付り杭を渡り有建し有
急申す有申の如く有細掛渡り杭木を有建し有
申合有通し位申するに与申通し

乙九月

神多川

裁判所印

横濱小川崎寄居町
村元

金花堂

傳信機取扱規則

第一

平日傳信機を用ざる時は必ず送信器の真鍮盤の上の取子に頂れ中と標——と取子安置——と論盤此下の取子をBと標——と真鍮盤の上へ置く——

第二

傳信機を以て音信を通むる合圖として彼方ある鐘が鳴らす為め先最初に下の取子と無標の真鍮盤に移し其後上の取子と右廻りに頂の中の所迄廻らし

第三

右合図を兼知として標として下の取多を無標真鍮點に
移し上の取多を一廻し上頂の中の下に置く

第四

英語を用る時其標として上の取多を一廻し上頂の
中の所を置く

第五

日本語を用る時上の取多を右側の字の所を置く
暫くして上の中を返し其後音信を書始む

第六

日本語を用る時其内圈の仮名を用度時上此取多は

下此中を置く其後内圈を行き又再度外圈を出
る及時の復下の中取多を置く其後外圈を行く已
一語を綴り終るあむ取多を頂の中を置く

第七

一語終る時に音信を受る者上の取多を真鍮點の上を
一廻し上頂を併し若送り来る語ふかり異なるあむ
再び書直さるる意として上の取多を二廻し上頂を

第八

其後数字を用度時上の取多を右側の字の所を置く及
ち其後数字の圈を行き已に終る復取多を字の所

所へ二反をさす——

第九

第一、必以用之をさす上を取を廻き向之を左り廻り不
廻きとすい受信器の標針錯置——語も通さる能はず
故に右取をい太陽の廻り如く必右廻りにさす——

第十

已二ツの音信を終る時又ハフルストップ一段の所を上の取を
二廻りさす——

第十一

若標針くさい音信不通の時之と直と為送信器の

頂の中の所を取を置き受信器の上部に在る象牙點
を推下れば正し復さす

第十二

平日気液付銅線螺旋其外一切の器械觸るべからず
若又不意に器械をさすい多有不い子速毎天後所傳信
機方ギルベルトに届く——

第十三

毎朝受信器を鐘器の弾金と巻き又くさすい等々後
丁寧な吟味さす——

子八百七十九年第十月

傳信機方

キルベルト

金花堂

仮掟

- 一 局務之預之際常々盤面之向以事業取扱中なる精密之心附食事ノ為ニ支便ある多ク授暫時持場を明ケル節ハ代リ合盤面ニ見張ルも懈怠有る事多ク
- 一 御用向機密之儀ハ勿論私用ニ往答するも一句をり共通語之次第不可有漏ル一他言致さる事ハ應其最嚴罰可被仰付事
- 一 交代之節器械引張き躑重ニ取扱ふ事
- 一 右之沙汰之趣屹度可守もの也

己九月

傳信機懸り

役

一所

追加

一其業小預々々々々の決る畚楨を舞弄為々々々
一局中一般静謐々沉着一雜沓出入為々々々

東京運上之安以様内傳信穢役所之取補理之
准家之棟東京府之引渡之安之般在臨
居之同所造權少房本寺壽之即中安以付当十
早浮在次即出之安之砌之場不之鍵之同人之
此般之在中上之

己十月

燈之屋然

之般在東京運上之町に於て川孫裁お新道傳信標
 釧路方之海軍守中月本五右衛門守場 此標出之の
 傳信以中を以積以積を其前より難語の使に法用
 節之可也おも通之毎日々能事以字も夕才七字を并場
 以向之位越より多分る之を後之を以向之有る以向
 別紙布氏之布告を抄物控枚之係以之十上並之也
 二十三月 神奈川孫裁お新道傳信標

辨官

以中

傳信機略字法

一此小載せる畧字と音信と通する書面の文言と共々相
 達する畧字符あり

此略字れ中ら書面の文言と通する前小達を極きもの
 有り是と前符と名多又右之文言と通し終り多る後ら
 達まぶきもの有り是と後符と名けり

○前符

御用向

傳信機略字
御用向

賃銀拂済

OPTSGM

PQ DQ W

他の傳信局は互方への音信を送るに宜敷とす。今圖
双方より書 送る前書と通
音信と通し終る事

MQ LC PU CP FD H P AP IU

○後符

至要之事件

返書之賃銀拂込

返書之賃銀拂込之

乗馬飛脚

徒歩飛脚

飛脚賃拂込

飛脚賃拂込

名当先当人苗古并傳信局に
飛脚を待てせよ事

他の傳信局は互方への音信を
暫く待てとす。今圖

己十二月廿五日 通信
瀬川開場書後

傳信機は取建するに英國傳信局取扱の請振合夫の規則も
兼知以多一有之次第に取扱年取度者との兼てブランドンに
中談並に交別紙の通者方取扱方引直しの書類即今
差出の旨得と評論とも加可取同の如時日も移り且益々子當方
於るも此布告面は評議も粗末漏れ後身下先右を新入の規
定の中

己十一月

傳信機規則

傳信方之事

一 兩役所共毎日電信機方支人居住者人を傳信機便之
をとり取り之事に然り者人を筆を取り中来る便を書留
又預状請取書並勘定お之事引交べ一但傳信機
方當番之者に交代可致多の者支人相居り食爰不候お
之節に當番之者に交代致お勤下中事
一 傳信機方お勤之者と英和お程とも文字之位並に之
書事能く之を不致成り且行と之を書中
用向に決して他言不可致し其第一他言致し者之を

其の些細いとも此度嚴罰可申付事

使之事

一書状お届けの使の者を町名書と能事以居て使先官
取又と不束の儀等不可致但右使の者の人数を兩段所
とも申付ざる丈に被る事

賃銭之事

一住所名前の語支を引き余を二十語をきかち定め此上
十語益のあふ一分のお益一兩届先段所より一マイル之
所より右價耳お届け一マイル以上二マイル近い届
賃として二朱ニマイルより三マイル迄をきかち定め申付事

金花堂

此割合に届賃お益可申付事

制限之事

一各段の傳信構便お止の以圖お至り毎段の付より夜
の付迄開局致さす事

諸書限り取扱方之事

一頼人系より傳信機方先づ出状紙を出し自ら所_後の
番号と認め其後右頼人より紙を渡し何所何某より何
何某と認むを紙末より頼人の名前を形して致し其後
傳信機方右書中の語数取兼用し大に賃銭請取の上
規則通りの預状支取書と右人の可成り

一 傳信機便中來りし其用向き臨時貸紙をおるに届状
 紙に認め相應之封筒に入し届先請取紙と添へ名当先へ
 届くこと一且嚴しく使の者中付此度請取紙に請取人
 印形を制限付為致すに保し一若し名当先が於て印
 形を制限附致し者不届合の節を有書状を持内し右名当
 者報告書をして一傳信機役所に其方に之を書状を有する
 所に出頭し申付申すに決して更取人印形を制限付するに當り
 檢査員に後いふ如く書状

ヘンリウブランドン

金持堂

切紙のブランドン方々

約定

- 一 東京横濱を往る掛渡を傳信機掛紙四百拾
 或中塗上之約定左に通
- 一 右掛紙を土中一フット下より塗り始めの三フットの
 瀝青^{ヤン}にて或片塗すより上を三片塗す
- 一 壹本塗上ケ四十五セントなる四百拾或中塗之價或百拾ニ并
 九十セント
- 一 右を不塗塗始めより日数二十日の間仕上ケ可申す
 右日数をお後まゝ二百拾本の罰金を可申す出

ものさし

ふつち十九年正月十七日

亞輝

金花堂

フロントン等出校文解

傳信機役所普請并約定書

一 傳信機役所普請の事は付て、後ろ蓋板方の図取の通り圖
より従ひて改事

一 壁の瓦を用ひ其上を石灰にて塗り石を積み見へし後可改事

一 家之内の床天上始精々吟味し、仕上の所は每天器械方より
任所を通り可改事

一 裁お所より石堀を崩し圖面を通其間足隙百々積み杯
門改建並可改事

一 内壁の薄板より下地を改し其上を石灰にて塗り蛇腹とよく

ちまろひ天上と石灰にて塗るべし

一 ちみろ木は碗も用ふべし床の地より、この尺も設るべし

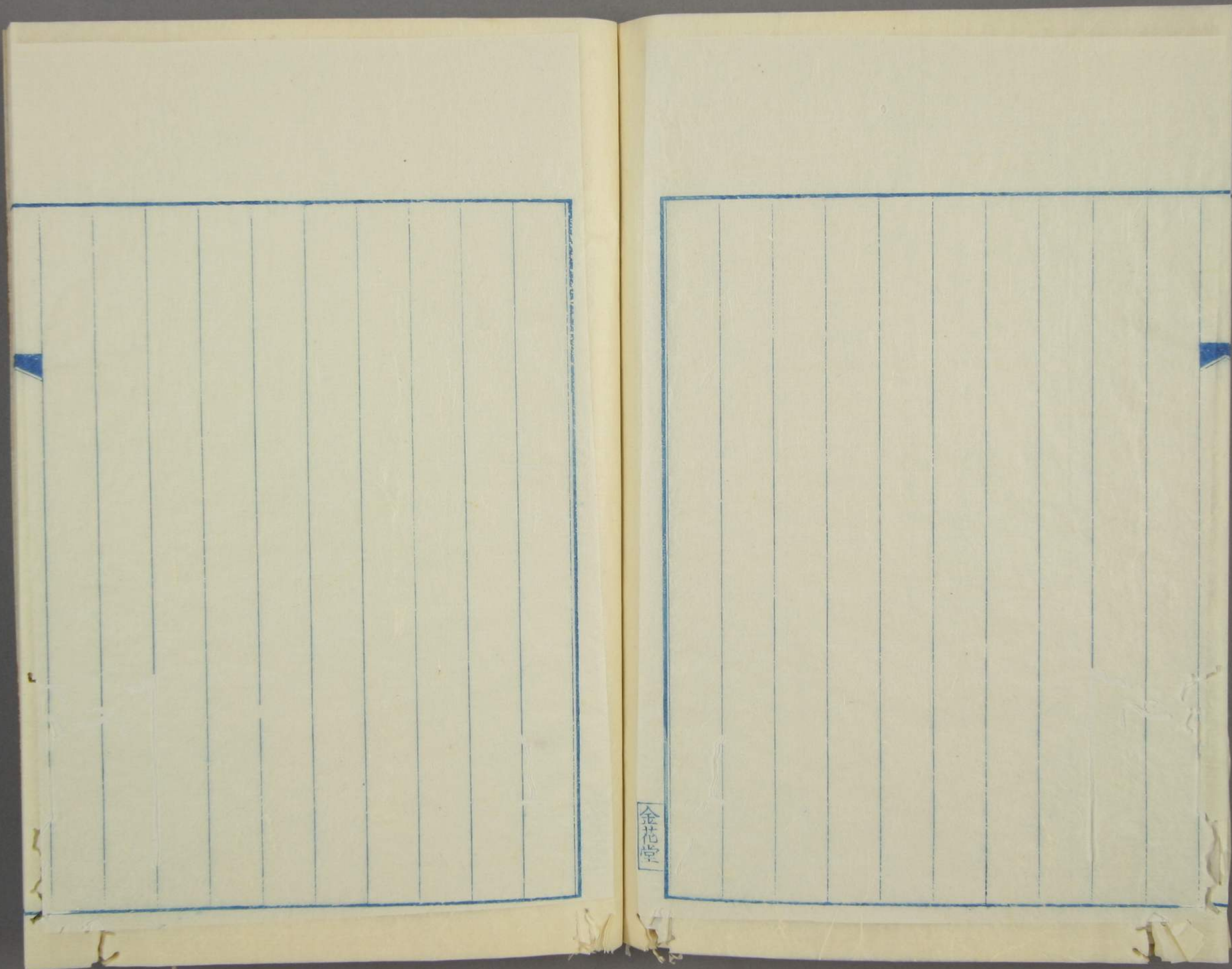
一 店臺の圓面を通り引出を附外に概ふべし、肉の板も設るべし

べし

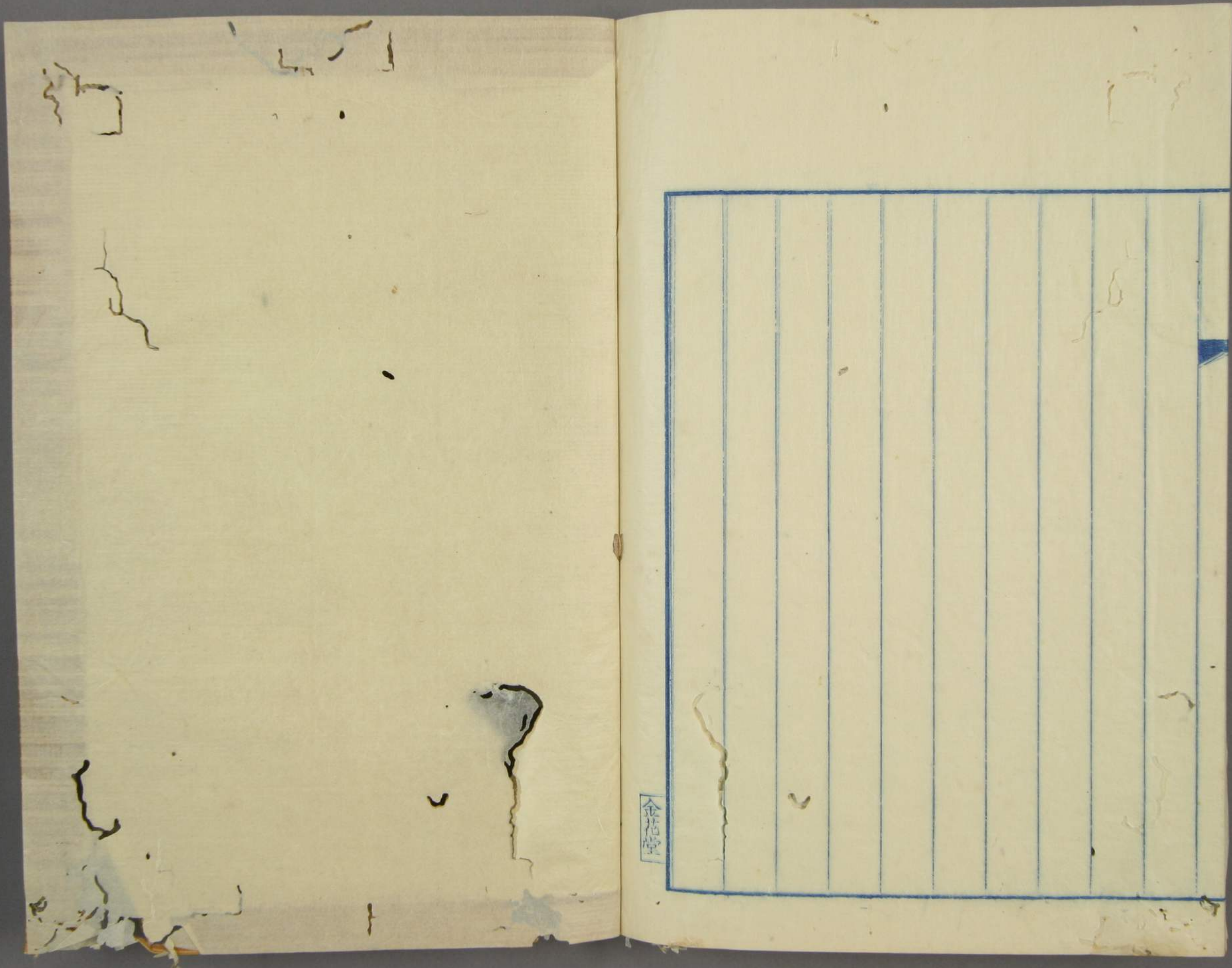
一 右出兼之日限は一月と定め、名延引等一日限相欠り程の
る料として一日五ドル充可差出交

千八百九十九年九月廿七日

ヘンリウブランドン



金花堂



金華堂

